

総発第200号
令和4年8月1日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和4年6月30日付監発第41号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「酒田市体育館 国体記念体育館 飯森山多目的グラウンド」
(教育委員会スポーツ振興課)
上記施設の指定管理者 《公益財団法人 酒田市スポーツ協会》

【指摘事項】

(1) 指定管理料の上限額について（教育委員会スポーツ振興課）

酒田市体育館、酒田市国体記念体育館及び酒田市飯森山多目的グラウンドの指定管理者の管理運営に関する仕様書第3-1に指定管理料の上限は、年額46,046千円（消費税及び地方消費税を含む。）とすると規定されているが、令和3年度当初の年度協定では指定管理料が48,200,900円となっており、この上限額を2,154,900円超過している。また、この上限を超過することに伴う包括協定の変更も行われていない。

今後は、酒田市指定管理者制度事務取扱基準にのっとり、適正な事務処理をすること。

■措置内容

平成30年度から開始した指定管理について、令和2年度（3年目）までの指定管理料の年度額は、酒田市体育館、酒田市国体記念体育館及び酒田市飯森山多目的グラウンドの指定管理者の管理運営に関する仕様書内の年度額上限46,046千円を、いずれも下回った。（平成30年度44,200,000円、令和元年度44,609,259円、令和2年度45,018,518円）

一方で新型コロナウイルスの影響により、指定管理者側から令和3年度（4年目）以降指定管理料の増額の要望があり、債務負担行為の額の範囲内で年度額を増額した。

指定管理料の金額について、今後その年額が仕様書に記載の上限を超える場合は、酒

田市指定管理者制度事務取扱基準にのっとり適正に事務処理を行う。

(教育委員会スポーツ振興課)

(2) 利用料金の承認手続について (公益財団法人酒田市スポーツ協会)

(教育委員会スポーツ振興課)

市体育館、国体記念体育館及び飯森山多目的グラウンドの利用料金については、酒田市体育施設設置管理条例(以下「設置管理条例」という。)第17条第2項の規定により、設置管理条例に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、この手続を経ないまま利用料金を徴収していた。

設置管理条例にのっとり、適正に行うこと。

■措置内容

市体育館、国体記念体育館及び飯森山多目的グラウンドの利用料金について、設置管理条例に基づき、指定管理者が市長の承認を得るよう適正に事務処理を行う。

(公益財団法人酒田市スポーツ協会)

(教育委員会スポーツ振興課)